



発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規 則	ペー
◎高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○定置漁業の免許 (漁業管理課)	1
○定置漁業権の消滅の登録 (")	1
○定置漁業権の免許の内容となるべき事項等の定め取消し (")	1
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定 (防災砂防課)	1
○道路の区域変更 (道 路 課)	2
○道路の供用開始 (")	2
公 告	
○土地改良区の役員の就退任 (2件) (農業基盤課)	2
○土地改良事業の計画変更の適否決定 (中村市後川左岸土地改良区) (")	2
○河川整備計画の定め (河 川 課)	2
正 誤	
○正誤 (平21・9・18付け 告示)	3

規 則

高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年4月30日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第38号

高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則

高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則（平成19年高知県規則第46号）の一部を次のように改正する。

別表中「高知県須崎警察署 高知県中村警察署」を「高知県須崎警察署」に、「高知県窪川警察署」を「高知県窪川警察署 高知県中村警察署」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の規定は、平成22年2月1日から適用する。

告 示

高知県告示第279号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定により、次のとおり定置漁業を平成22年4月30日に免許した。

平成22年4月30日

高知県知事 尾崎 正直

◎定置漁業権（1件）

漁場計画の公示の際の公示番号及び免許番号	漁業権者の住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	免許の内容	制限又は条件	存続期間
定 第1,040号	幡多郡黒潮町田野浦2692番地 水野 大輔	平成22年1月高知県告示第47号のとお	昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。	平成22年4月30日から平成25年8月31日まで

高知県告示第280号

次のとおり漁業権の消滅の登録を行った。

平成22年4月30日

高知県知事 尾崎 正直

◎定置漁業権

免許年月日	免許番号	漁業権者	漁業の種類	消滅の原因	消滅の登録を行った年月日
平成20年9月1日	定第1,028号	高知市横浜1814番地1 高知県漁業協同組合代表理事 明神	定置漁業	放棄	平成22年4月30日

		努幡多郡黒潮町伊田13番地1 杉本 健夫			
--	--	----------------------	--	--	--

高知県告示第281号

次の漁業権の免許の内容となるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区の定めを次のとおり取り消した。

平成22年4月30日

高知県知事 尾崎 正直

◎定置漁業権

告示年月日	告示番号	免許番号	漁業の種類	取消し理由	取消し年月日
平成20年5月26日	高知県告示第363号	定第1,028号	定置漁業	放棄	平成22年4月30日

高知県告示第282号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県須崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成22年4月30日

高知県知事 尾崎 正直

高岡郡四万十町米の川（追加）
（1） 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
9	高岡郡四万十町米奥宇ホキ元屋敷	277-1
10	〃 〃 〃 字花屋	473

（2） 区域

平成20年5月高知県告示第322号で指定した高岡郡四万十町米の川急傾斜地崩壊危険区域内（以下「322号区域」という。）に存する標柱1と322号区域に存する標柱8を直線で結んだ線、322号区域に存する標柱8と標柱10を直線で結ん

だ線及び標柱10と322号区域に存する標柱1を直線で結んだ線により囲まれた区域内並びに322号区域に存する標柱8と322号区域に存する標柱7を直線で結んだ線、322号区域に存する標柱7と標柱9を直線で結んだ線及び標柱9と322号区域に存する標柱8を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第283号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成22年4月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年4月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 西土佐松野
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市西土佐津賀字下エジリ170番1から 四万十市西土佐津賀字上ミエジリ192番2まで	前	3.5 }	221
	後	7.0 }	221
		12.3	

高知県告示第284号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成22年4月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年4月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 西土佐松野
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
四万十市西土佐津賀字下エジリ170番1から 四万十市西土佐津賀字上ミ	221	平成22年4月30日

エジリ192番2まで

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、高知市潮江土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成22年4月30日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏 名	住 所
(退任)		
理事	岡本 友文	高知市潮新町一丁目 6-10
〃	高石 豊正	〃 大原町 94-1
〃	熊澤 秀治	〃 新田町 6-30
〃	岡本 道夫	〃 役知町 18-20
〃	山崎 隆男	〃 塩屋崎町一丁目 12-10
〃	瀨口 嚴啓	〃 孕西町 132
監事	小松 淳一	〃 潮新町一丁目 2-35
〃	宮地 壽一	〃 北高見町 127
(就任)		
理事	瀨口 嚴啓	高知市孕西町 132
〃	熊澤 秀治	〃 新田町 6-30
〃	岡本 道夫	〃 役知町 18-20
〃	山崎 隆男	〃 塩屋崎町一丁目 12-10
〃	高石 豊正	〃 大原町 94-1
〃	小松 淳一	〃 潮新町一丁目 2-35
監事	宮地 壽一	〃 北高見町 127
〃	楠瀬 博之	〃 役知町 29-15

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、高知市五台山東崎土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成22年4月30日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏 名	住 所
(退任)		
理事	横田 健	高知市五台山2201
〃	野中 良信	〃 〃 2488-3
〃	吉村 忠計	〃 〃 2507
〃	横田 水穂	〃 〃 2191
〃	横田 青昌	〃 〃 2208
監事	野中 清文	〃 〃 2144
〃	横田 和秀	〃 〃 2203

(就任)

理事	野中 清文	高知市五台山2144
〃	野中 良信	〃 〃 2488-3
〃	横田 健	〃 〃 2201
〃	吉村 忠計	〃 〃 2507
〃	水口 益雄	〃 〃 2486-口
監事	横田 和秀	〃 〃 2203
〃	横田 青昌	〃 〃 2208

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、中村市後川左岸土地改良区の土地改良事業（維持管理）の計画変更は、適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成22年4月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 縦覧に供する書類
 - (1) 変更後の土地改良事業計画書の写し
 - (2) 変更後の定款の写し
- 2 縦覧期間
平成22年4月30日から同年6月2日まで
- 3 縦覧場所
四万十市役所
- 4 その他
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により一級河川物部川水系について次のとおり河川整備計画を定めたので、同条第6項の規定により公表する。

平成22年4月30日

高知県知事 尾崎 正直

(「次のとおり」は、省略し、その関係図書を高知県土木部河川課及び高知県中央東土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平21・9・18	9176	○告示	1	中 (44・45)	<u>ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</u>	<u>ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。</u>